

五ヶ瀬町コミュニティバス運行業務委託企画提案型プロポーザル実施要領

令和7年12月26日
五ヶ瀬町企画課

本要領は、五ヶ瀬町コミュニティバス運行業務を委託するにあたり、次のとおり企画提案型プロポーザルを実施する。

1 業務の概要

(1) 業務名

五ヶ瀬町コミュニティバス運行業務委託

(2) 業務の目的等

町内において、住民の通院や外出時の生活交通手段を確保するため、コミュニティバスの運行を行うものとする。

(3) 業務内容

別紙「五ヶ瀬町コミュニティバス運行業務委託 基本仕様書」のとおりとする。

(4) 委託期間

委託期間は契約の締結日から令和9年3月31日まで、履行期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年とする。

ただし、本プロポーザルにおいて第1位の契約候補者として選定された場合は、当該選定結果をもって、最長3年間有効な契約候補者の地位を有するものとする。

なお、2年目以降の契約については、初年度の業務実施履行状況、業務評価、予算の成立等を総合的に勘案したうえで、協議により年度ごとに契約を締結するものとする。

(5) 提案上限額

22,700,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※この提案上限額は、本事業の上限額を示したものであり予定価格ではない。

(6) 実施形式

本事業の履行にあっては、地域住民等の安全な輸送を確保するための専門的な知識や技術を要することから、業務実績（体制）、専門性、技術力、価格等を含めた総合的な見地から判断し適切な事業所を選定するため、企画提案型書類審査によって候補者を決定する。

2 参加資格

参加申込をする者は、次に掲げる要件を全て満たしていなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 本町において、指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。また、指名の停止を受けたがすでにその停止期間を経過していること。
- (3) 令和8年・9年度の業者登録「業種：運送」に登録済みのものであること
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、または破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないもの。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始または民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けているものは、申立てがなされていないものとみなす。
- (5) 本業務について充分な業務遂行能力を有するもの

3 スケジュール

(1) 参加表明書類の受付期間

令和8年1月5日（月）～ 令和8年1月30日（金）まで

(2) 基本仕様書等に関する質問受付期間

令和8年1月5日（月）～ 令和8年1月16日（金）まで

(3) 基本仕様書等に関する質問に対する回答

令和8年1月19日（月）～ 令和8年1月23日（金）

(4) 企画提案書類の提出期限

令和8年2月6日（金）午後5時まで

(5) 選定結果通知 令和8年2月27日（金）

4 実施要領及び基本仕様書等に関する質問

このプロポーザルに関する質問がある場合は、下記により質問すること。

(1) 質問することができるもの

「2 参加資格」の要件を満たしているもので、かつ参加表明書類を提出したもの、あるいは提出する意思のあるものとする。

(2) 受付期間

令和8年1月5日（月）～令和8年1月16日（金）

(3) 質問方法

質問書（様式第7号）を使用し、受付期間内に下記へ直接持参、あるいは下記メールアドレス宛に提出すること。なお、電子メール送信後、電話にて送信した旨を連絡すること。

提出先：【メールアドレス】 kikakuseisaku@town.gokase.miyazaki.jp

（4）回答方法

回答は、令和7年1月19日（月）以降速やかに、受信した電子メールへの返信等により回答するものとする。

5 応募手続き

応募に係る手続きは、以下のとおりとする。「2 参加資格」を確認のうえ、必要書類を受付期間内に総務課へ直接持参し提出すること。なお、基本仕様書に示す業務内容を理解のうえ提案すること。

（1）提出期限

参加表明書類の提出期限は、令和8年1月30日（金）午後5時必着とする。
企画提案書類の提出期限は、令和8年2月6日（金）午後5時必着とする。

（2）提出書類

ア 参加表明書類 《提出部数 1部》

（ア）様式第1号 誓約書

（イ）様式第2号 参加表明書

イ 企画提案書 《提出部数 10部（正本1部、副本9部）》

（ア）様式第3号 会社概要書

（イ）様式第4号 企画提案書（任意様式も可）

（ウ）様式第5号 見積書

（エ）様式第6号 経費内訳書

（オ）その他の提出書類

基本仕様書に示す他の提出書類については、契約候補者となり契約締結後、
運行開始10日前までに提出しなければならないものとする。

（3）提出方法

上記（2）に掲げる提出書類については、必ず直接持参し提出すること。

提出場所：五ヶ瀬町役場 2階 総務課

受付時間：午前9時から午後5時（土日祝日を除く）

6 辞退

参加申し込み後に辞退する場合は、下記により届け出ること。

(1) 提出書類及び提出期限

様式第8号「辞退届」を令和8年2月6日(金)午後5時までに提出すること。

(2) 提出方法

五ヶ瀬町役場 2階 総務課 へ直接持参すること。

7 審査

本事業に係る審査については、次の通り実施するものとする。

(1) 評価方法

参加申し込みをされた事業所のうち、参加資格要件のすべてを満たすと認められた事業所について、令和8年2月中旬に「五ヶ瀬町総合交通対策運営委員会」を開催し、提出書類等について審査を行い、別表「採点基準表」に基づき評価を行うものとする。

(2) 契約候補者の決定

各審査委員の評価点合計得点が最も高い事業者を、第1位の契約候補者として選定する。また、評価点合計得点が第1位の契約候補者の次に高かった事業者を第2位の契約候補者として選定し、第1位の契約候補者に不測の事態が生じた場合は、第2位の契約候補者を第1位に繰り上げるものとする。

(3) 審査結果の通知・公表

審査結果に関する事項等については、結果に関わらず参加表明書に記入された住所へ郵送にて通知する。

なお、審査結果に関する理由等については公表しない。

(4) 審査に係る留意事項

ア 企画提案者の失格に関する事項

企画提案者が審査委員又は関係者に本企画提案型に関する支援を直接または間接に求めた場合、失格とし、別途通知する。

イ 企画提案者の無効に関する事項

(ア) 提出期限、提出先及び提出方法に適合しないもの

(イ) 指定する様式に適合しないもの

(ウ) 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの又は提出されるべき書類の提出がないもの

(エ) 虚偽の内容が記載されているもの

(オ) 前記「1 (5) 提案上限額」を超えたもの

(カ) 前記「2 参加資格」を満たしていないものによる企画提案

ウ 制約事項

- (ア) 提出書類の作成及び提出により生じる費用は、全て提案者の負担とする。
- (イ) 提出された書類等は、提案者に無断で事業者の選定以外の目的には使用しない。
- (ウ) 提出された書類等は、事業者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (エ) 提出期限後の提出書類の変更、差し替えまたは再提出は認めない。ただし提出期間内の変更、差し替えまたは再提出は認めるものとする。
- (オ) 複数の企画提案書の提出はできない。
- (カ) 提出された書類は、すべて返却しない。
- (キ) 提出書類について、発注者より問い合わせを行う場合がある。

8 契約に関する基本事項

契約候補者に選定されたものと本町が協議し、事業実施に係る仕様を確定させ、協議のうえ、随意契約を締結する。契約にあたっては、基本仕様書で示した業務内容を遵守するとともに、提案された内容を基本とする。

9 問い合わせ先

〒882-1295 宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所 1670

五ヶ瀬町役場 2階 企画課 企画政策係

電 話：0982-82-1717

F A X：0982-82-1720

メール：kikakuseisaku@town.gokase.miyazaki.jp